

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

## ブラジル 編

2011年3月



外国企業は、Registro.br に登録されている者であるブラジルの居住者に対し委任状を与えなければならない。この者には、身分証明書が与えられるが、その内容はドメイン名登録フォームに記載され情報提供されるものである。

#### 6.2.5. 外国企業の登録手続

登録を求める外国企業は、次の書類を Registro.br に提出しなければならない。

(i) 出身国で認証を受けた委任状であって、ドメインの使用権の登録・取消・移転権、事業体の連絡先の変更権、並びに裁判所内外での企業の代理権を付与するもの、(ii) 出身国で認証を受けた会社の事業領域の申告書であって、次の事項の記載があるもの。商号、完全な住所、電話番号、企業の目的、行う活動、法律上の代表者の氏名及び肩書き、(iii) 出身国で認証を受けた、NIC.br による受領日から 12 ヶ月以内に企業がブラジルにおいて活動を開始する旨の申告書、(iv) 当該企業の出身国のブラジル領事館から取得されるべき委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の領事認証。領事認証は当該企業の出身国のブラジル領事館から取得する。(v) 委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の宣誓翻訳文、(vi) 委任状による代理人の CNPJ 又は CPF の謄本、(vii) 外国企業の ID 連絡先を記載した代理人の正式文書。

Registro.br の書類提出先住所は次の通り。

A/C Hostmaster - Registro .br  
Assunto: Cadastro de empresa estrangeira  
Av. das Nações Unidas, 11541, 7º andar  
04578-000 - São Paulo - SP

#### 6.2.6. ドメイン登録の期間及び手数料

本ガイドの作成時点でのドメイン登録料は次の通りであった。

- (i) NOM.BR 登録の場合は、3 年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1 年間の更新につき 9.00 レアル。
- (ii) BR 登録の場合は、1 年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1 年間の更新につき 27.00 レアル。 (<http://registro.br/faq/faq4.html#1>)

### 6.3. 集積回路の回路配置

#### 6.3.1. 準拠法

集積回路の回路配置には、とりわけ、デジタルテレビ機器及び半導体電子部品産業への優遇措置、及び集積回路の回路配置の知的財産権の保護を規定する法律第 11484/2007 号、並びに INPI 決議第 187/08 号及び第 190/08 号が適用される。

#### 6.3.2. 定義及び内容

法律第 11484/2007 号（以下、「集積回路法」）に基づき、(i) 集積回路とは、複数の素子（少なくとも 1 の能動素子を含む）。及び配線の一部又は全部が一片の材料の表面又は内部に取り付けられ、かつ、電子的機能を果たすよう意図された最終形態又は中間形態の製品をいい、また (ii) 集積回路配置 (topography) とは、手段又は

形態を問わず、集積回路を構成する層の三次元上の配置を示す一連の関連画像、組み込み画像又は符号化画像であって、各画像が集積回路の表面の創作又は製造のいずれかの段階の幾何学的位置関係又は配置の一部又は全部を示すものをいう（集積回路法第 26 条）。

法律は、創作者自身の知的努力の成果であり、創作の時に、集積回路の技術者、専門家又は製造業者にとって通常又は一般的ではない独創的な回路配置を保護している（集積回路法第 29 条）。保護を受けるためには登録が条件となり、登録はブラジル産業財産庁（INPI）に対して行わなければならない（集積回路法第 30 条）。

ありふれた素子及び配線の組み合わせに由来する回路配置、又は許可を得て保護を受ける第三者の回路配置を組み込んだ回路配置は、組み合わせが全体として独創的であり、[創作者自身の]知的努力に由来する場合にのみ保護される。

### 6.3.3. 登録の申請

登録の申請では単一の回路配置を記載しなければならず、かつ、INPI が定める法的要件の適用を受け、次の書類が添付されなければならない。(i) 申請書、(ii) 回路配置及びその機能の明細書、(iii) それを特定し独創性の特徴を示すために不可欠な回路配置の設計又は写真、(iv) 該当する場合は、開始日を記載したそれまでの利用の申告書、並びに (v) 登録出願手数料支払の領収書を含まなければならない（集積回路法第 31 条）。

注目すべき点として、申請書及び添付書類がポルトガル語で提出されなければならないことが挙げられる（集積回路法第 31 条補項）。

申請時に申請者が請求する場合、申請日から起算して 6 ヶ月間は秘密に保持することができる（集積回路法第 32 条）。秘密保持の期間中は、何の効果も生じさせることなく、申請を取り下げ、書類を利害関係人に返却させることができる。ただし、申請が秘密保持の期間が終了する 1 ヶ月前までに INPI に提出されていることを条件とする（第 32 条補項）。

出願により、INPI は方式審査に進み、追完・補正命令を出すことができる。この命令は 60 日以内に完全に満たさなければならない、満たすことができない場合には、罰則として終局取下げが適用される。申請日より 2 年以上前の実施開始日が記載されている申請も最終的に取下げられる（集積回路法第 33e 条補項）。

追完・補正命令が出されない場合、又は当該命令が完全に満たされた場合には、INPI は登録を許可し、それを省略することなく公開し、かつ、対応する証明書を発行する（集積回路法第 34 条）。

### 6.3.4. 権利の存続期間及び実施

回路配置の保護は、まず出願日又は最初の実施日から起算して 10 年間付与される（集積回路法第 35 条）。回路配置権の所有者は、独占的实施権を有する（集積回路法第 36 条）。

ただし、集積回路法が定める保護は、次の行為には適用されない。(i) 分析、評価、教育及び研究目的での許可を得ていない第三者の行為、(ii) 保護対象の回路配置の分析、評価及び研究の成果としての回路配置の創作又は利用である行為。ただし、かかる成果としての回路配置が保護されているものと実質的に同一ではないことを条件とする。(iii) 商業目的又は私的目的のために、保護対象の回路配置の登録権者自身又はその同意を得た者により市場に出された集積回路又は他の手段により組み込まれた素子の輸入、販売又は頒布である行為、(iv) 集積回路又は製品を取得する際に、当該製品又は集積回路が違法に複製された保護対象の回路配置の一部であったことを知らなかった者又は合理的に知っていることを期待できない者が実行し又は命じた集積回路法第 36 条冒頭の (II) 及び (III)<sup>3</sup> に規定されている行為。この場合に、回路配置権の所有者が任意のライセンスに対して支払われる額に相当する対価の支払いを受けることを条件として、貯蔵又は発注済みの製品又は集積回路に関して、当該行為を継続することができる(集積回路法第 37e 条第 1 項)。

### 6.3.5. 登録適格者

集積回路の回路配置の創作者は、登録による保護を保障される。別段の証明が行われない限り、登録申請者は創作者と推定される(集積回路法第 27 条第 1 項)。

2 以上の者が共同で創作した回路配置の登録は、共同創作者全員又はそのいずれかが権利を保護する者として他の者を指名し、権限を与えて申請することができる(集積回路法第 27 条第 2 項)。

関係書類に領事の認証を得る必要なく、創作者、その相続人若しくは承継人、譲受人、又は法律、雇用契約、役務提供契約若しくは制定法上の約定により権原の付与を受ける者が保護を請求することができる(集積回路法第 27 条第 3 項)。

別途規定されている場合を除き、集積回路の回路配置に対する権利は使用者、役務受益者、又は制定法上の約定を生じさせた団体に帰属する。ただし、創造的活動が職務の本来の性質に由来する場合、又は、使用者、役務受益者、又は制定法上の約定を生じさせた団体に帰属する資源、技術情報、産業秘密、企業秘密、資材、施設若しくは設備が使用された場合であって、雇用契約、役務提供契約又は制定法上の約定の存続期間中に当該回路配置が開発されたことを条件とする(集積回路法第 28 条)。

従業者、役務提供者又は公務員は、雇用契約又は役務提供契約の範囲外で、使用者、役務受益者、又は制定法上の約定を生じさせた団体に帰属する資源、技術情報、産業秘密、企業秘密、資材、施設若しくは設備を使用せずに開発された集積回路の回路配

---

<sup>3</sup> 第 36 条 集積回路の回路配置の登録により、権利者には独占的实施権が付与され、また第三者は、権利者の同意を得ることなく、次のことを行うことができない。

II – いかなる手段によっても、商業目的において、保護対象の回路配置又は当該保護対象の回路配置が組み込まれている集積回路を輸入し、販売し又は頒布させること。又は、

III – 製品が回路配置の違法な複製を含み続ける限りにおいて、いかなる手段によっても、商業目的において、保護対象の回路配置が組み込まれている集積回路を組み込んだ製品を輸入し、販売し又は頒布させること。

置に対する独占的権利が、付与され（集積回路法第 28 条第 2 項）、奨学金の受給者、研修生及び同様の労働者に対して適用されるものと同じ規則の適用を受ける。

法律で保護される権利は、(i) ブラジルに居住するブラジル国民及び外国人、並びに、(ii) ブラジル国民に同一又は同等の利益を及ぼす国に居住する個人に対して保障される（集積回路法第 24 条）。

海外に居住する個人は、司法及び行政面において代理する権限を有し、令状の送達を受けることができ、かつ、正式な資格を有しブラジルに居住する委任状による代理人を選任し、維持しなければならない（集積回路法第 56 条）。

法律が定める行為は、当事者、又は領事認証が必要とされることのない宣誓翻訳者により翻訳された委任状及び正式な資格を有する委任状による代理人によって行われなければならない（集積回路法第 55 条第 1 項）。

## 6.4. 植物品種に関する権利

### 6.4.1. 準拠法

産業財産法は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の 3 つの特許要件を満たしており単なる発見に含まれない遺伝子組換え微生物を除いて、生物の全部又は一部に対する特許の付与を明示的に禁じている（第 18 条）。

植物品種の保護は、4 月 25 日付の法律第 9456 号（植物品種法）によって保障されており、1997 年 11 月 5 日付の連邦政令第 2366 号によって規制されている。

### 6.4.2. 定義及び内容

植物品種保護局－SNPC－は農業・供給省内に設置され、植物品種を保護する責任を有する（植物品種法第 45 条）。

植物品種の知的財産権に対する保護は、植物品種保護証明書の付与により効力を生じ、あらゆる合法的な目的のために、ブラジルにおける植物品種権の保護の単一の形式を構成し、植物の無断使用、その一部の複製、又は植物の増殖を防止するための動産（chattel）とみなされる（植物品種法第 2 条）。

新規の植物品種、あるいはあらゆる植物の種類に本質的に由来する植物品種も保護の対象となる（植物品種法第 4 条）。保護出願日前に既に販売に供されていた植物品種も、次の要件が全て満たされることを条件に、保護の対象となる。(i) 保護のための出願は、当該植物品種が発表されてから 12 ヶ月以内になされる必要があり、当該出願には、担当官庁による公開に必要とされる最小限の記述が必要となる。(ii) 植物品種の最初の商品化は出願前 10 年以内であること。(iii) 保護は、保護されている植物品種に本質的に由来する品種の生産のために植物品種を使用する目的にのみ影響を生じるものであること。(iv) 保護が、最初の商品化の日を考慮に入れ、第 11 条に基づき、残存期間に付与されること（植物品種法第 4 条第 1 項）。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。